

電気通信事業部会・ユニバーサルサービス委員会 合同公開ヒアリング(第4回)

# 「ユニバーサルサービス制度の在り方」 についての意見

平成20年6月9日

全国地域婦人団体連絡協議会

# 1 ユニバーサルサービス対象 範囲について

- 現在のユニバーサルサービスの対象範囲（固定電話、公衆電話、緊急電話）は、国民生活に必要な不可欠な最低限の通信手段。
- 引き続き低廉な料金で、全国どこでも維持されることが大切。
- 都会と地方の通信手段の整備状況は異なり、ブロードバンドサービスの整備は進展中であるため、ユニバーサルサービスの対象範囲とするかは今後の検討課題。

## 2 ユニバーサルサービスの制度 について

- 現在のユニバーサルサービス制度は、消費者にはわかりにくいものになっている。制度の複雑化は避けるべき。
- 消費者保護の観点から、一層の情報公開が必要。
- 「国民生活に不可欠であり、あまねく全国における提供が確保されるべきもの」という基礎的通信役務を担う制度として維持が必要。
- 一方、u-Japan構想の下では、メタル回線は期待される高速・大容量のネットワークインフラには当てはまらない。新しいネットワークの構築に向けての制度をめざすべき。

# 3 負担のあり方

- 消費者への説明を丁寧に。
- 通信事業者の収益情報を公開し、消費者への負担額を下げるべき。
- 補填額を増やし、消費者に転嫁する前に、通信事業者がコスト改善の努力をすべき。
- 受益者負担の観点からは、今後、中継系事業者、ブロードバンドアクセスを含めることも検討課題。

# 4 その他



## 4-1. 公衆電話について

- 通信事業整備が均一でない現状では、引き続き公衆電話の一定の設置が必要。
- 公衆電話の役割について国民的な議論が必要。
- 公衆電話配置についての情報が十分ではない。
- 携帯電話等を持たない人の戸外での最低限の通信手段確保が必要。
- メタル回線ではなく、他の手段で代用する方法を検討する必要がある。

## 4-2. その他

- ユニバーサルサービス制度の周知が必要
- 電気通信事業者協会(TCA)の情報公開